

「高松市卸売市場統計システム再構築業務」に関する事業者選定基準

本業務委託事業者選定に当たっては、以下の項目を点数化し、それらを加算して総合的に評価する。

No.	項目		評価基準		配点
1	提案内容		提案書内容については、「1 提案内容評価基準」に基づき評価する。		300
2	ヒアリング	プレゼンテーション	提案内容について、わかりやすく説明できているか	30	150
			各機能の概要、操作画面、操作方法等が具体的に示されているか	30	
		コミュニケーション能力等	本業務を実施するに当たり、意欲及び柔軟な姿勢が感じられるか	30	
			質問の意図や内容を理解し、具体的かつ的確な回答ができているか	30	
			市職員と良好な関係を築き、円滑にシステム導入をできると感じるか	30	
3	機能要件確認書		別添2「機能要件確認書」に基づき評価する。		350
4	提案価格		提案価格で評価する。 ※提案者が1者のみの場合も、評価対象とする。 ※提案上限価格より高い価格を提案された事業者は、失格とする。		200
合計					1,000

- ・上記の項目を審査員7名が審査し、1人1,000点で採点する。
- ・各審査員の合計を総合点とし、総合点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。（満点7,000点）
- ・総合点算出は、各項目ごとに点数を合計し、総合点とする。
- ・総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合には、「提案内容点」の高い事業者を優先交渉権者として選定する。
- ・「提案内容点」も同じ場合には、「ヒアリング」の高い事業者を優先交渉権者として選定する。
- ・「ヒアリング」も同じ場合には、選定委員会内で協議の上、優先交渉権者を決定する。
- ・本業務の交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉を行う場合がある。

1 提案内容評価基準

評価項目	評価内容	補足
1 本業務に対する考え方		
業務全体に対する考え方	・業務の背景・目的が適切に理解されているか ・提案内容の方向性が本市の方針に即しているか	
提案内容の実現性	・提案内容が実現可能なものであるか ・実現内容の根拠(実績等)が明記されているか	
初期WBS	・業務の進め方（初期WBS）の具体性と体制の妥当性はあるか	
2 システムの概要		
利用環境要件	・本市の現状・規模・性能要件等を考慮した構成で、本市にとって最適なものとなっているか	すべて満たしていれば「5点」、満たしていないものがあれば「0点」 ※2段階評価
3 調達機器の要件		
ハードウェアについて	・安定した稼働が保証され、最適な構成となっているか	・サーバ（仮想又は物理）の提案をすること
バックアップについて	・バックアップの取得方法、保管期間、冗長性の確保、リストア方法が具体的に記載されており、本市にとって最適なものとなっているか	
ソフトウェアについて	・安定した稼働が保証され、今回の構成に最適であることを説明できる技術を採用しているか	
4 セキュリティ要件		
情報セキュリティ対策について	・本市の情報資産を保護するための具体的な対策が記載されているか	
5 システム構築		
実施計画について	・システム稼働までに構築できるような実施計画が具体的に示されているか	・本市の想定するスケジュールから大きく外れていないか
データ移行について	・本市が求める移行対象のデータを移行できるか	
操作研修について	・研修内容、方法について具体的に記載されているか	・現行システムからの切り替え時におけるサポートが整っているか
導入実績について	・本市と同等規模以上の団体において導入実績を有しているか	
職員負担軽減について	・本調達範囲において、本市職員の負担が軽減されるような構成及び機能が実装されているか	
6 体制		
体制と役割について	・開発・運営体制について、具体的に記載されているか	
業務実績と保有スキル	・本業務に類似する業務実績があり、かつ本市と同等規模以上の団体においてプロジェクトマネジメント及びリーダーの実績を有しているか	
進捗管理	・適切な進捗管理方法及び遅延の際の対応が記載されているか	
7 保守		
保守体制	・保守体制について、具体的に記載されているか	
保守内容、範囲	・保守内容、範囲について、具体的に記載されているか	
8 その他		
付加提案	・本市にとって有益な提案が提示されているか	・コスト削減、事務負担軽減、自社のアピールポイント等
代替提案	・代替提案がある場合に、具体的な記載がされており、効果的なものになっているか	
合 計		

【採点上の注意】 各評価項目は、0～5点までの6段階で評価する。

- (1) 非常に優れた提案である場合には、「5点」とする。
- (2) 優れた提案である場合には、「4点」とする。
- (3) 標準的な提案である場合には、「3点」【基準点】とする。
- (4) やや物足りない提案である場合には、「2点」とする。
- (5) 特に物足りない提案である場合には、「1点」とする。
- (6) 提案に含まれない場合や、劣悪な提案である場合には、「0点」とする。